#### 総 務 法 課 長 務 市 整 長 都 備課 建 課 長 築 • 収納課長 殿

## オンライン専用 行政管理講座

## 一般社团法人 日本経営協会

中部本部長 宮津 和義

【中部本部主催】NOMA行政管理講座(オンライン専用)のご案内

[令和6年6月27日(木)開催]

# 行政代執行の基本実務と事例解説

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜 り厚く御礼申しあげます。

住民の生活や基本的人権が侵されることがないように行政対応が進められることが望まれますが、行政代執行に至 る事案も、空き家・ごみ屋敷対策をはじめ近年は顕著になってきております。

本講座は、心理的・業務量的にも大きな負荷がかかる行政代執行の実務について、その法的根拠をはじめ、執行の 判断・流れや手続き(書式)、留意点等について、豊富な事例をもとにわかりやすく解説いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申しあげます。

敬具

日 時:令和 6年 6月 27日(木)10:00~16:00 【5時間】

開催形式:オンライン受講専用(配信ツール:Zoom ミーティング)

師:楠井法律事務所 弁護士・社会福祉士 飯田

参加料(負担金 1名につき):

	負担金	消費税等	合 計	
NOMA会員	31,000 円	3,100 円	34,100 円	
一般	34,000 円	3,400 円	37,400 円	



受講画面イメージ

お申込の流れ:①本会 HPよりお申込みください。裏面の申込欄をご記入の上、FAXでのお申し込みも可能です。 折り返し、請求書・参加券をお送りします。請求書の各種日付は次の通りとさせていただきます。

> 【発行日・お取引日…セミナー開催日】【お支払期限…セミナー開催日の1ヶ月後】 ※日付変更のご希望がございます場合、通信欄・備考欄に記入ください (例:発行日…□月△日/支払期限…■月▲日希望 等)

- ②開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」と「テキストデータ」を、 登録いただいたメールアドレスへ送信します。テキストデータは印刷してご利用ください。 (テキストは製本版の郵送となる場合もございます)
- ③Zoom ミーティングの視聴環境をご用意いただき、開始時刻までにご入場ください。 マイク・カメラのご用意は不要(任意)です。

諸 注 意:上記参加料は1名分です。1名分でのお申込みに対して複数名での視聴は固くお断りいたします。 録音・録画・資料複製につきましても、著作権保護のためお断りいたします。

> 当日受講用 URL に入場されなかった場合、及び貴庁の通信不具合等による視聴遅滞・中断の場合も、返金できかねます。 恐れ入りますがあらかじめご了承ください。

領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。

参加者が少数の場合や感染症・天災等の状況により、中止・延期とさせていただく場合がございます。

キャンセル:キャンセルされる場合は下記へご連絡ください。

開講日の5営業日前から、または受講用 URL 発行後やテキスト到着後は、参加料の100%を申し受けます。

お問合せ: 一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

> メールアドレス chubu-kkg@noma.or.jp TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418

※お問合せは、平日の9:15~17:15 にお願いいたします

#### 行政代執行の概要・法的根拠

- ・行政上の強制手段(強制執行)の分類
- ・行政代執行法第2条について

行政代執行と直接強制の相違点~対象となる義務・ 手段選択の順番・費用の強制徴収・義務の実現の仕方

- 代替的作為義務
- ・代執行の要件

義務の不履行…比例原則について 他の手段によって履行を確保することが困難 …「他の手段」とは?

不履行を放置することが著しく公益に反する

・代執行の義務と判断 裁量権の適切な行使について

## 行政代執行の具体的事例

- ・空き地の雑草等の除去に関する事例
- ・産業廃棄物等の不法投棄に関する事例
- ・空き家対策(除去)に関する事例
- ・放置自動車の撤去に関する事例
- ・土地収用法にもとづく明渡裁決の事例
- ・道路の違法占有物の撤去に関する事例
- ・廃船の処理に関する事例
- ・港湾・河川区域内における放置物権事例

### Ⅲ 行政代執行の流れ・手続き

~各手続における書式例を交えて~ 行政代執行及び直接強制の事案の紹介(DVD)

#### ・義務賦課に関する手続

聴聞通知・必要となる記載の程度・ 名宛人となるべき人が所在不明の場合・聴聞手続・ 是正措置命令 • 履行請求

#### ·代執行手続

戒告・戒告書の交付・通知・ 代執行実施決定・実施計画の策定・ 聴聞等の事前手続の要否・代執行令書の交付・ 代執行準備(地域諸団体や関係当局への協力依頼等)

#### ・代執行の実行

抵抗の排除 …想定される妨害とその対応 撤去・搬出 …搬出をめぐる注意点 保管 …保管義務の所在 等

#### ・費用の徴収

代執行費用の納付命令(費用の意義と手続の流れ) 納付義務承継・督促・財産調査・ 差押え(債権の場合・不動産の場合) 代執行に先立つ調査費用について

#### ·略式代執行(簡易代執行)

略式代執行とは・略式代執行を認めている例・ 略式代執行の事例解説

#### <講師紹介> 楠井法律事務所 弁護士・社会福祉士 飯田 真也氏

平成22年 9月 平成22年11月 司法修習生(~平成23年12月) 司法試験合格 平成23年12月 弁護士登録(日本弁護士連合会、三重弁護士会)楠井法律事務所 入所

明石市役所 入庁(任期付公務員 ~平成26年3月) 平成24年 4月

三重県信用保証協会 入協(~平成29年3月) 平成26年 4月

平成29年 4月 楠井法律事務所 再入所

令和 2年 3月 社会福祉士 登録

#### ■受信環境について ※Zoom を利用します

必要備品は パソコン もしくは タブレット のみです (視認性等の理由からパソコンのご利用を推奨しております) 受講者は カメラ・マイク不要(仟意)です

#### 配信専用スタジオから講師がライブ配信する講座です。受講者も全員オンライン参加となります

受講者が着席している研修会場の様子を中継する形式ではございません ご質問は、講師とリアルタイムで直接応答いただくことが可能です(マイク・チャット等にて)

日本経営協会・中部本部 行 (FAX 申込の場合はこの面をそのまま送信してください)

「公本のは本字教と東例観説」 ナンニハ 東田謙成 名加中にま

FAX(052)952-7418R6.6/27

0002223		のを中天物で		ᄱᄱ	ノノコノ寺爪	神座 参加中心音	<del>+</del>	Э	
団体名		Tel Fax	(	)	_	ご連絡担当者(参加者と同じ場合は記入不要	通信	欄	
住所	₸	·				所属・役職名			
参力	参加者氏名 所属・役職								
						氏名	_		
参加者メールアドレス(可能であれば共通アドレスではなく、個人アドレスのご記入をお願いします。)			)						
							_		

※請求書の各種日付は次の通りです【発行日・お取引日…セミナー開催日】【お支払期限…セミナー開催日の1ヶ月後】 変更のご希望については通信欄に記入ください(例:発行日…□月△日/支払期限…■月▲日 希望 等)空欄不可

※請求宛先についてご教示ください。(口団体名と同じ □その他: 宛)

 <sup>・2</sup> 名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。
・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。